

会 員 卓 話

平成 13 年 6 月 12 日

【男と女の法律】

秋保 賢一 会員

第 1 問 A さんは妻子ある身ですが、M 美との間で毎月 30 万円のお手当を 1 年間支払うとの愛人契約を結びました。ところがお手当の支払いが次第に滞るようになり、1 年経ったときに 150 万円が未払となりました。M 美は 150 万円を請求できるでしょうか。

- (1) 愛人契約を結ぶことは法律上許されていないので請求できない。
- (2) 愛人契約を書面にしている場合に限り請求できる。
- (3) 口約束であっても請求できる。

第 2 問 独身時代遊び人だった Y さんは、結婚するときに妻の K 子から言われ「浮気を原因として離婚するときは慰謝料として 2000 万円支払う」との念書を書かされました。Y さんは 3 年目に浮気をし、愛人と同棲するようになりました。K 子は念書をたてに、Y さんに対し、慰謝料 2000 万円を請求できるでしょうか。

- (1) 夫婦間の約束は法的な効力がないので請求できない。
- (2) 夫婦間の約束も有効だが、Y さんは対抗手段として念書の取消をすることがきでる。
- (3) 念書は有効であり、取消は認められない。K 子は 2000 万円の請求ができる。

第 3 問 泥棒の T は深夜、盗みの目的で H さん宅に忍び込みましたが、物色をする前に H さんの妻 E 子の寝姿を見てにわかに劣情をもよおし、寝ぼけて夫と間違えた E 子と肉体関係結びました。T はどんな犯罪になるでしょうか。

- (1) 住居侵入罪のみ
- (2) 住居侵入罪と姦通罪
- (3) 住居侵入罪と準強姦罪

第 4 問 妻子ある T さんは、本当は妻と離婚するつもりがないのに、女子大生の U 子に「妻と私は仮面夫婦状態である。必ず離婚して君と結婚する。」と嘘を言ってくどき、肉体関係を結ぶに至りました。ところがその後、T さんは「もうじき離婚が成立する。もう少し待ってくれ。」と繰り返すばかりで一向に結婚してくれません。U 子は T さんを訴えるつもりです。U 子はどんな訴訟を起こせるでしょうか。

- (1) U 子は T さんに妻子がいることを承知で肉体関係を結んだのであるから何らの請求もできない。

- (2) U子はだまされて肉体を奪われたのであるから貞操侵害を理由に損害賠償請求できる。
- (3) U子はTさんに対し、婚約不履行を理由に損害賠償請求できる。

第5問 妻子あるMさんは、D子と不倫をし、D子は男児を出産しました。MさんはD子に手切れ金として現金1500万円を渡すと共に「今後、何らの金銭的請求をいたしません。また、絶対に子供の認知請求をいたしません。」という念書をD子に書かせました。D子は長年にわたり、一人で子供を育ててきましたが、子供の将来に不安を感じ、養育費と認知の請求をしてきました。MさんはD子の請求を拒めるでしょうか。

- (1) このような念書も有効なので請求を拒むことができる。
- (2) 別れてから10年経っていれば時効にかかっている所以請求を拒むことができる。
- (3) 念書は無効なので請求を拒むことができない。

正解は第1問(1)、第2問(3)、第3問(3)、第4問たぶん(2)、第5問(3)